

いいえ。今だからこそ  
「登記」の話をして！

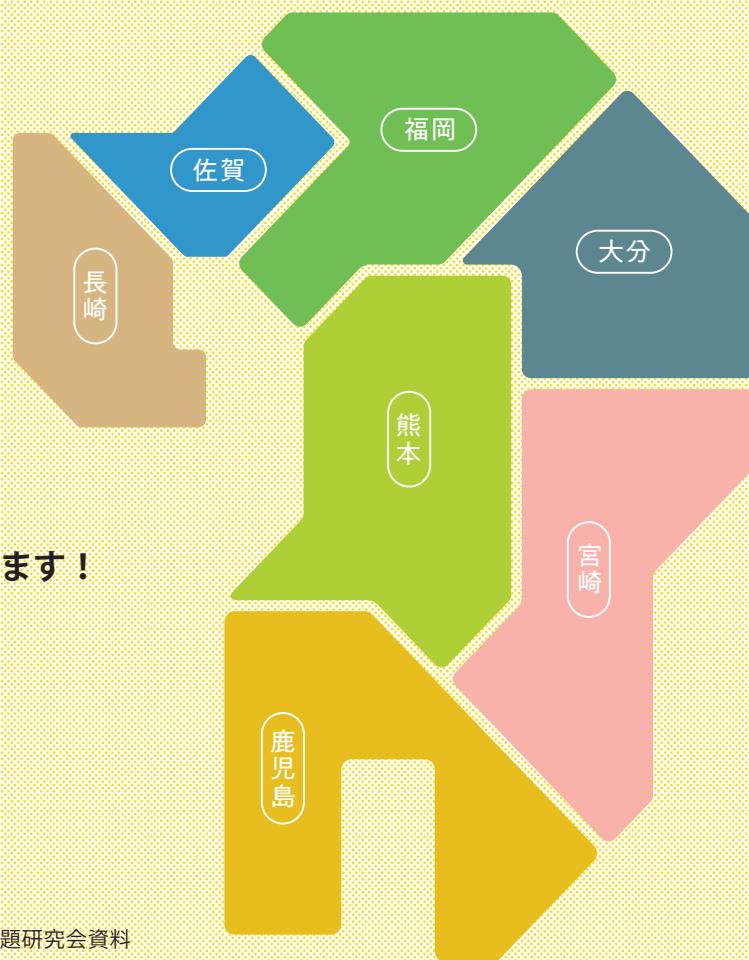
さて、「TOKI」の話をしませんか。  
えっ、TOKI? 時?  
うーん、冬季?



自分には全く関係ない?  
そうでしょうか。  
これまでは所有者亡き後の家・土地などの登記をせずに長年放置していても罰則はありませんでした。  
しかし、この4月1日、「相続不動産の登記申請」が義務化します! だから、今こそ「登記」の話をいたしましょう。

ご存知  
ですか?

相続登記されていない、つまり所有者不明の土地の広さは、九州の面積を上回る410万ヘクタールにもなっています!  
(2016年時点)  
何も講じないと、2040年には北海道全土に相当する780万ヘクタールに!!



「登記」とは、個人や法人が所有する不動産などの財産について、その内容を広く社会に知らせるため、登記記録という公のシステムに記録することです。  
例えば、不動産。売買する場合や近隣者と所有地域についてトラブルになった際など、明確な記録がないと、自分の財産を守れないことも。  
不動産の権利を保護し、安全な取引を行うために、相続登記は重要です。

参考：(一財)国土計画協会、所有者不明土地問題研究会資料

お問い合わせ

司法書士ホットライン  
10:00~15:45(月~金)

17:00~19:45(水・木、ただし祝日を除く)

03-3353-2700 | 042-540-0663

東京司法書士会 <https://www.tokyokai.jp>

東京司法書士会 相談 🔍 検索

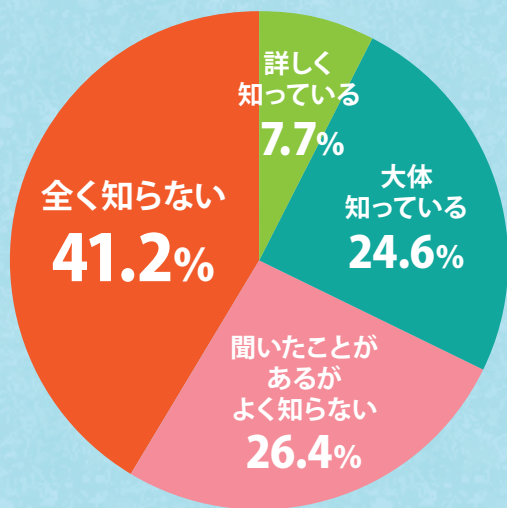
詳しくはHPをご確認ください





あなたに関係ある？ ない？

# 令和6(2024)年4月1日 不動産の相続登記、 義務化スタート!



このグラフは、「令和6年4月から、相続不動産の登記の申請が法律上義務になることを知っていますか」というアンケートの結果です（法務省民事局令和5年12月／本人・配偶者・親が不動産を所有する20代以上の成人男女対象）。

「知らない」と答えた人の合計が、約7割にものぼります。

この約7割という数字の中には、「相続登記をよく知らないし、義務化についても関心がない」という方が多いかもしれません。

まずは、相続登記についてご説明をしましょう。ただその前に…、法律上の義務ですから違反をした場合は「10万円以下の過料が科される」場合があ

ることをお伝えしておきます。

「知らない」で過料が科されるか、「知って安心して」自分の財産にするか、大事な選択です。

### 《相続登記 義務化の内容》

- 相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、法務局に相続登記を申請する必要がある。
- 正当な理由がなく相続登記を申請しない場合、10万円以下の過料が科される可能性がある。
- 令和6年4月1日以前に相続した不動産についても、相続登記していないものは、義務化の対象になる(3年間の猶予期間あり)。
- 遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、遺産分割から3年以内に登記を申請する必要がある。

「相続登記をしない」、即「過料」、ではなく、登記官が義務違反を把握した後、違反者に催告書が送付され、そこに記された期限内に登記されないと裁判所に通知され、過料を科す裁判となります。

遺産分割の話し合いがこじれてしまい、相続人が決まらないまま「登記期限に間に合わない」という場合は、『相続人申告登記』を法務局に届けると、猶予を受けることができます。

また、相続登記の義務は不動産の相続を「知った日」から3年以内です。亡くなった方の不動産の所有の有無も含め、慌てずに相続関係を確認しましょう。

### なぜ、「今」義務化になるのか？

昨今、所有者が分からない土地（所有者不明土地）が全国で増加したことで、周辺の環境が悪化したり、民間の不動産取引が成立しなかったり、道路整備といった公共事業の妨げとなるなど、深刻な社会問題となっています。

東日本大震災後、所有者が分からないために合意が取れず、復興の妨げになったという例もあります。所有者が亡くなった後に相続登記をしていれば、このような問題は発生しない可能性が大いにあり得ます。

1pでも紹介しましたが、所有者不明土地が九州と同じくらいの面積であるという事実は、あまりにもショッキングな話です。それだけの広大な土地が活用されずに、いえ「活用できない」状況にあるのです。

この問題を解決するために法改正がなされ、これまで任意であった相続登記が義務化されることになりました。

相続登記をしていない不動産があるかもしれない、あるいはまったく不明だけれど不安だという方は、一度、司法書士にご相談ください。無料相談もしています。

「相続人申告登記」をした後、相続人が決まったら、相続登記を忘れないでね！  
でも、遺言書があれば、もめないのにね…



mini column 1

### 過料と罰金

過料（かりょう）は行政法の違反、つまり「自治体の条例違反をした」「行政上の手続き義務を

怠った」場合に科される金銭のことで、刑法は適用されず、前科はつきません。

罰金は、窃盗や器物損壊などの犯罪行為に対する罪として科される金銭のことで、裁判による刑罰で、前科が付きま





# 「相続登記」をしなかったら… 困ることだらけ!



## 1 売買ができない

Aさん「そういえば10年前に亡くなったお母さんが持ってた▲▲の土地があったよね。それを売った資金で店を大きくしたいんだけど、B姉さんいいかな」

司法書士「その土地、登記してますか? していないと土地の売却はできませんよ」

AさんBさん「え!」



! 相続登記されていない不動産は売却できません。さらに、その不動産に対して複数の相続人がいる場合は、売却には全員の同意が必要になります。

## 2 担保が設定できない

Aさん「じゃ、売るのはやめて銀行からお金を借りたらいんじゃない?」

司法書士「登記されていないと担保設定もできません! 登記をしてないってことは、まさか固定資産税は……!?!」

Bさん「それは、母さんの口座がまだ生きているので、そこから……(汗)」



! 本来、故人の口座を使用することは好ましいことではありません。故人の銀行口座も相続財産の対象になりますので、すぐに銀行に届け、不動産登記もしましょう。

## 3 相続人が増えると大変

Aさん「じゃ、僕と姉さんで相続しますって登記すればいいわけね?」

司法書士「相続人はあなたたちお二人だけですか?」

AさんBさん「え! どういうこと?」

! 相続財産を持っている人が亡くなった場合、法定相続人の確定をします。万が一、認知している子がいる場合は、その子にも相続の権利があります。さらに、不動産登記を放置している間に、相続人が亡くなるとその配偶者や子孫が相続人になり、時間がたてばたつほど相続関係は複雑になって面倒になります(相続の関係図は4ページ参照)。



## 4 先に登記した人が所有権を主張できる

Bさん「だったら、Cさんから買った小屋のような小さな家も登記が必要?」

司法書士「もし、CさんがAさん以外の人に二重に売却をして、その人が先に登記をしたら、Aさんは所有権を主張できませんよ」

Aさん「えええ…確か領収書がどこかに…」



! つまり! 相続登記をすると不動産の所有者が明らかになり、所有権のトラブルに巻き込まれることもなく、「あなた自身やご家族を守る」ことにもなります。また、相続登記をスムーズにするためにも、遺言書は書き残しておくことをお勧めします。

### 司法書士の実話コラム

#### 遺言書がなかったばかりに!

##### Episode ① 誰も知らない相続人…

遺産分割協議は済んでいるという依頼者から必要書類を預かり、亡くなった方の出生までさかのぼって確認していたところ、除籍謄本に不足事項があることが分かりました。

実は認知していた子がいることが判明したのです。配偶者は当然のこと、お子さんたちも愕然とされていました。怒りをぶつける本人はすでにいない……。

現実を受け止めたご長男が「認知されていた子」と連絡を取り、両者は法律に則って遺産分割協議をやり直しました。お互いが比較的冷静だった

ために順調に進みましたが、感情が先に立っていたら、どうなっていたことやらという案件でした。

##### Episode ② 相続財産に負債が!

亡くなったAさんは資産家だったので、相続人たちは相続放棄をしましたが、ふたを開けてみると負債も多く、しかも他人の連帯保証までしていたということが分かりました。

残された不動産には価値のあるものだけでなく、中には価値のないものや抵当権がついているものもあり、対応がとても煩雑でした。債務には時効が主張できるものもあったので、まず債務整理から始めましたが、債務があることを知っていれば「相続放棄」もできたのに……。今から放棄が認められなければ、相続人たちは自分の財産で債務を弁済する必要があり、最悪、自己破産をしなくてはならない状況に追い込まれることに。

お問い合わせ

司法書士ホットライン

10:00~15:45(月~金)

03-3353-2700

17:00~19:45(水・木、ただし祝日を除く)

042-540-0663

東京司法書士会 <https://www.tokyokai.jp>

東京司法書士会 相談 🔍 検索

詳しくはHPをご確認ください





# 相続登記をしなかった人にも事情があった!?

いろいろな「知らない」があるのかも!

これまで任意であった相続登記ですが、任意だったから「ま、いっか」と放置していた人もいらっしゃるかもしれませんが、もしかしたら相続登記をしなかった人たちにも、何かしらの事情があったのではないのでしょうか。その辺りを少し整理してみましょう。今後、相続登記をする人たちのためにも……。

## 1 そもそも「登記」を「知らない」

なんだろう? “とうき”って

もしかして“アレ”が“とうき”だったんじゃない?



不動産を取得した、あるいは処分した経験のある人であればご存じかもしれませんが、「家などを新築した・増築した・取り壊した」「不動産を購入した・売却した・相続(贈与)をした」「住宅取得のため金融機関から借入れをした・完済した」などが発生した場合、主なものでも以下の登記が必要になります。

- ◆建物表題登記
- ◆所有権保存登記
- ◆所有権移転登記
- ◆抵当権設定登記(抵当権抹消登記) など

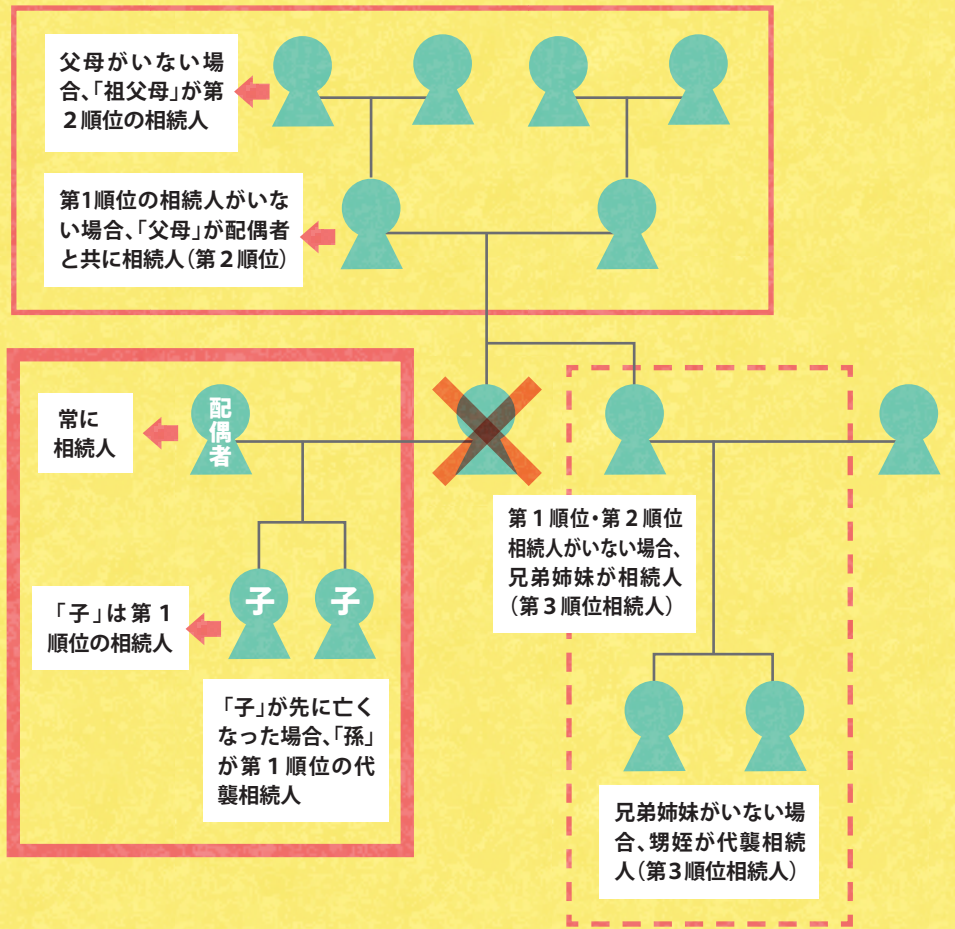
必要書類を用意したり、必要事項を記入したり……専門的で慣れない作業だからと、家族の誰かに、あるいは専門家などに任せていたかもしれません。だとしたら、不動産の取得経験がある人でも「知らない」、あるいは「忘れてしまった」人もいらっしゃることでしょう。不動産の取得経験のない人であれば、登記そのものを「知らない」としても、それは無理のないことかもしれません。

## 2 家族が所有している不動産を「知らない」(把握していない)

祖父母、両親、あるいは伯父伯母など、誰がどういう不動産を所有しているかを家族・親族間で正確に把握していない場合があります。

それを知らないために、いざ不動産を所有している人が亡くなってもそのままにして、時間がたってしまうということが実際にはあります。日頃から確認しておくか、遺言書を残しておく、所有財産を安心して家族・親族間で受け継いでいくことができます。

### 〔法定相続と相続人の順位〕



mini column 2

### 「ここ」は登記されている!?

ちょっと難しいのですが、登記できる建物には次のような必要要件が決められています。

- 外気分断性 (壁や屋根などで外気と分断)
- 定着性 (簡単に移動ができない) ●用途性 ●取引性 ●構築性

となると皇居は? 国会議事堂は? ドーム球場は? …どうでしょうか。国有財産には表題登記の申請義務が免除されており、取引性もありません。よって皇居や国会議事堂は国有財産なので登記の必要はないことになります。

また、ドーム球場の場合、屋根があり外気と遮断されているので建物として成立するので登記されています。ただし、屋根のない球場などは、屋根のある部分の床面積に対してのみ登記の対象となります。





### 3 相続登記をしても相続税が発生しない場合が多いことを「知らない」

相続登記をすると、「必ず相続税が発生する」と思っている人も多いかもしれません。

しかし、相続登記と相続税は無関係です。相続登記をするか、しないかで相続税が決まることはありません。

なお、相続税には基礎控除があります。よって、皆さんが心配するほどの相続税はかかりません。「令和2年分相続税の申告事績の概要（国税庁）」によると、9割以上の相続で相続税は発生していないと報告されています。

相続税の心配よりも、不動産の名義書換えを放置しておくことのほうが大きな心配ではありませんか？



基礎控除ってどれくらい？



アンサー

基礎控除額

||

3,000万円

+

600万円

×法定相続人の数

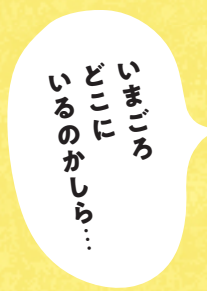
えーっと、わが家の法定相続人って誰と誰だっけ？



### 4 相続人がどこにいるか「知らない」(行方不明)

あまり身近ではないかもしれませんが、相続人として権利のある人の行方が分からないというケースも、可能性としては考えられます。行方不明のままでは遺産分割の協議ができないために、スムーズに相続が進みません。結局、放置ということになることも……。

そういう場合は、「不在者財産管理人選任の申立て」を家庭裁判所に行くと、遺産分割をすることができますが、行方不明相続人の代理人が必要です。不在期間、財産の管理をすることになるので、司法書士など法律の専門家が代理人にふさわしいでしょう。



これらの「知らない」の他にも、「権利証は誰が持ってるの？どこにあるか知らない！」といった場合もあるようです。権利証がなくても登記はできます。

いずれにしても、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されますので、登記は必須となります。不明な点や不安材料などがある場合は、司法書士にご相談ください。

#### ▶司法書士は「登記」の専門家！

司法書士は、登記の専門家として不動産の権利に関する登記（売買・贈与・相続・抵当権など）の手続きを代理して行っています。

不動産に関する複雑な権利関係を、一つ一つ確認しながら皆さんの財産を安全に所有できるようにお手伝いをしています。

ちなみに、登記の専門家ですから、商業登記（会社設立・役員変更・商号や目的の変更・増資・合併・分割など）も代理人として行います。

#### ▶自然災害の多い日本だからこそ、登記です

東日本大震災では、想像もつかないほどの甚大な被害があり、多くの大事な人やモノを失いました。当然、不動産に関しても境界線が分からなくなったり、権利証など必要書類が喪失してしまったりということがありました。

東京司法書士会では、日本司法書士会連合会、被災各県の司法書士と連携して岩手県沿岸部における仮設住宅への戸別訪問による巡回相談やその他の相

談会に、司法書士を相談員として派遣し、土地・建物、住宅ローン、借家・借地関係、会社関係、財産管理などの相談を受け付けました。

自然災害は、いつ起こるか分かりません。不動産登記をしておけば、公に記録が残ります。家族間のトラブルや近隣トラブルも避けられます。

今後発生する相続不動産はもちろん、これまで放置していた不動産においても、登記です！

お問い合わせ

司法書士ホットライン

10:00～15:45(月～金)

03-3353-2700

17:00～19:45(水・木、ただし祝日を除く)

042-540-0663

東京司法書士会 <https://www.tokyokai.jp>

東京司法書士会 相談 🔍 検索

詳しくはHPをご確認ください





# 今！相続登記の流れを しっかり確認！！



## 遺言書がある場合

原則として、遺言書に従って相続財産を分割します。  
その手順は、次のとおり。

- 1.被相続人と相続人を戸籍謄本などで確認
- 2.遺産となるものをすべて調査・確認し、遺産目録(リスト)を作成

ここまでで「難しい！  
後にしよう」と思いました？  
難しそうな単語が並びますが、  
実はそう難しくは  
ありません！



遺産には「正の財産」と「負の財産」があります。  
**「正の財産」**…預貯金・不動産・動産(車、貴金属)・有価証券 など  
**「負の財産」**…借金・住宅ローン・連帯保証などの債務・税金未納分・クレジットカードなどの未払い分 など

遺産目録を作っておけば、遺産分割する場合の資料としても役立ちます。

財産調査、遺産目録の作成は、  
司法書士も得意です。



### 3.財産を相続するか否かを決定

負の財産が多いと分かった場合などは、遺言書の有無に関わらず、相続放棄をする、あるいは条件付きで相続をする(限定承認)ことができます。ただし、相続の発生を知ってから3か月以内に申請する必要があります。

### 4.相続を選択した場合、相続財産の名義変更

金融機関の預貯金、保険、自動車、有価証券(株式・国債など)、不動産を相続した場合、解約・名義変更の手続きをします。

### 5.不動産の相続登記

不動産は、相続の発生から3年以内に相続登記の申請を行います。

申請に必要な書類は、故人の戸籍関係の書類や相続人に関する書類、相続する不動産の固定資産評価証明書など。登記申請書は、法務局の

ホームページでダウンロードすることもできます。

### 6.法務局へ申請

不動産所在地を管轄する法務局の不動産登記窓口にて、登記申請書・添付書類一式を提出します(申請には登録免許税の納付が必要。事前に収入印紙を購入して申請書に貼付)。

必要書類の収集から  
申請書の作成、  
法務局への提出まで、  
正確に行うためにも、  
司法書士など専門家に  
相談しましょう。



### 相続税などの税金について

納税者が年の中で死亡した場合、相続の開始から4か月以内に申告と納税をする必要があります(準確定申告)。また、相続税が開始する場合は、相続開始から10か月以内に相続税の申告と納税を行います。

## 遺言書がない場合

法定相続人全員で協議して、財産を分割します。

とにかく「みんなで  
話し合い！」です!!



### 1.被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本を集め、法定相続人を確認(P.4参照)

亡くなった方の戸籍謄本を集めて、法的に相続人となり得る人を確認します。戸籍謄本は、故人の本籍地の市区町村役場に請求。結

婚・離婚・養子縁組などによって戸籍が複数ある場合は、すべてを担当の役場に問い合わせて集める必要があります。

### 2.全ての遺産を調査・確認し、遺産目録を作成

### 3.法定相続人全員で遺産分割について協議

遺産の分け方を話し合いで決めます。民法改正で、2023(令和5)年から「相続開始から10年経過すると、特別受益と寄与分による相続分の主張はできない」とこととなりました。ただし、10年経過する前に相続人から家庭裁判所に遺産分割請求をした場合は例外が認められます。

### 4.協議合意の場合、遺産分割協議書を作成

遺産分割協議書は、相続登記、銀行口座の解約などに必要不可欠です。

### 5.合意に至らない場合、家庭裁判所の遺産分割調停・審判

審判が確定した後は、前述の「遺言がある場合」の4~6の手順と同様になります。

戸籍謄本を集めるのも、  
協議が長引いた場合も、  
司法書士に相談されたほうが  
いいですよ！



mini  
column 3

## 「登記」の前に、ぜひチェック！

### ①登録免許税の免税措置 令和7(2025)年3月31日まで

相続登記には、不動産価額(固定資産評価額)の0.4%の登録免許税がかかります。しかし、例えば祖父から父が土地を相続したのに登記をせず、父が亡くなり自分が相続した場合、2回登記を行う必要がありますが、「祖父から父」の相続登記登録免許税は免除になります。

また、不動産の価額が100万円以下の土地の場合も登録免許税はかかりません。※土地のみに適用される制度。

### ②相続土地国庫帰属制度

相続したけれど利用する予定がない土地を、20万円程度からの費用を払って国に引き取ってもらう制度です。誰も住まない地方の実家や山林などを相続した場合には役立ちますが、制度を利用できる条件があるので確認が必要です。

### ③法定相続情報証明制度

相続登記では、申請時に戸籍関係資料を大量に提出しなければなりません。この戸籍の束を1枚の証明書にする制度です。

### ④自筆証書遺言書保管制度

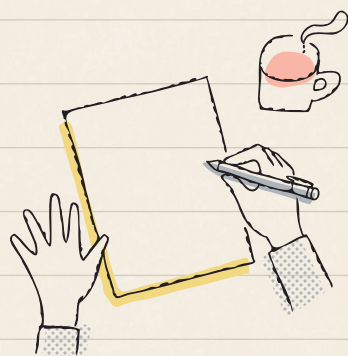
本人が作成した遺言書を、全国の法務局の供託課でお預かりする制度です。紛失の心配はありません。





残しておこう!

# 遺言書



相続は「必ず起こり得る」ことなのに、「まだまだ先」と積極的に向き合わない人が多いのが現実です。「遺言書を書くななんて縁起でもない」などと思っはいませんか？

自分には財産などないから、家族は仲がいいから、必要ないと考えていても、裁判沙汰にまでなる相続トラブルの約3割が、遺産額1,000万円以下のケースと言われています。

相続人が大勢いる、公平に分割するのが難しい、あるいは評価額が変わる財産がある場合は、遺言書があればスムーズに相続が行えます。

遺言書は、残された人たちへ意志を伝える最後の大事な手紙です。

## 財産目録を作しましょう

どんな財産があるかをまとめた財産目録を遺言書に付けておくと、その後の手続きだけでなく、「相続登記」をする際にも役立ちます。

自分で書くにしても、  
司法書士に一度相談した方が安心！  
財産目録も正確に作らないと、  
無効になったら困るもの…



## 自筆証書遺言と公正証書遺言

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成	自分で書く。なるべく消えない筆記用具を使用。 ※代理は無効 ※ワープロは無効(財産目録はワープロでも可)	遺言者が内容を伝え、公証人が作成。助言はするが内容面のアドバイスはしない。証人(注1)が2人必要。 ※遺言者が病人などの場合、公証人が出張してくれる
手数料	不要	必要 ※財産内容により手数料は異なる
事前の内容公表	なし	公証人と証人
無効の可能性	あり	受遺者(遺言により財産を受け取る人)が遺言者より前に亡くなると「あり」
紛失の危険	あり ※書き換えや偽造される可能性あり ※あるいは、家族が見つけない場合もあり	なし ※原本を公証役場で厳重保管。正本と謄本(注2)を遺言者に渡す(遺言者が亡くなった後、正本等で手続き可能)
家庭裁判所の検認(注3)	必要	不要

(注1)「財産を相続する人とその配偶者・直系血族」「未成年者」「公証人」などは証人にはなれません。司法書士はなれます。  
(注2) 正本は原本と同様の効力を持つ写し。正本と謄本を異なる相続人が管理すればトラブルを回避できます。どちらも再発行可。  
(注3) 封をしてある自筆証書遺言を勝手に開封すると、5万円以下の過料制裁が科される可能性があります。必ず家庭裁判所の検認手続きをしてください。封をしていなくても内容を見ないで家庭裁判所へ。

## 遺言書、自筆にする？ 公正証書にする？

遺言書には、自分で書く「自筆証書遺言」と、公正役場で公証人に内容を伝えて作成してもらう「公正証書遺言」があります。

自筆証書遺言には、①自分で書く、②日付(一番新しいものが優先される)、③押印、④署名、が必須です。また、「財産内容と相続させる人」、「遺言執行者」、「非嫡出子認知」、「未成年者の後見人の指定」、「財産を寄付する場合」などを記載すればトラブル回避につながります。

作成した後は自筆証書遺言書保管制度を利用することで、自宅保管する場合のリスクが軽減します。自宅などで保管した自筆証書遺言(法務局で保管されたもの以外)は、家庭裁判所での「検認」が必要になること、封印された遺言書は勝手に開封すると過料の対象になる場合があるなど、注意が必要です。

## 司法書士の実話コラム

### 遺言書がなかったばっかりに!

#### Episode ③ 相続関係説明図がなんとA4・32枚!

相続の対象は、長年名義変更をしないまま放置された不動産。しかも、相続人が20人ほどもいて、さらにブラジル人もいることが分かり、弁護士と相談の上、遺産分割調停をすることになりました。

司法書士は、戸籍の記載を手掛かりにネット検索を駆使して何人かのブラジル人の名前を探り当て、相続人であろう男性の1人にメールでコンタクトを取ったところピンゴ! この男性の協力とネット情報のお陰で、ブラジル日系2世3世の相続人約30人全員を発見、全員から協力を得ることができました。各相続人たちに余裕があったことと、故人の遺産額が相当あり各法定相続分がそれなりの金額だったことが、スムーズに進んだ要因であったようです。

数次相続、代襲相続、さらに子たくさんさんの歴史があったための多数相続人…相続関係説明図は小さな文字で綴っても、A4・32枚! しかし、遺産分割調停も書記官・担当裁判官と丁寧に打ち合わせを重ねたことで、ブラジル側は全く問題なく、また日本側もうまくまとまり、無事に相続登記ができました。めでたし、めでたし。

#### Episode ④ 仲たがいでいる相続人からとばかり

法定割合(法定相続分)での協議を何とかまとめ、事務所で協議書に調印をすることになったところ、予定時間よりだいぶ早めに一人だけが来所し、「他の奴らと会いたくない」と言い、先に書類に署名押印して帰っていきました。その後、他の相続人は時間通りに来たので、1名は先に済ませて帰った旨を告げると、彼ら全員が早く来た相続人の悪態をさんざんつきまくり、「お前なんぞとは一生関わらないから」と、担当司法書士に伝言を頼んで帰っていきました。こちらとしては困惑するばかり…1人対その他の兄弟姉妹で仲たがいをしている、相続人同士の遺産分割のお話。

お問い合わせ

司法書士ホットライン

10:00~15:45(月~金)

03-3353-2700

17:00~19:45(水・木、ただし祝日を除く)

042-540-0663

東京司法書士会 <https://www.tokyokai.jp>

東京司法書士会 相談 🔍 検索

詳しくはHPをご確認ください



地球のことを考えたら、  
新しいエネルギーが必要。  
今すぐ友だちと会社をつくりたい!!

2024  
Spring  
号外

Q. バイト先の店長に  
「もう来なくていい」  
って言われちゃった。  
今月のバイト代ももらってないの。

A. 泣き寝入りせず  
未払い請求をしましょう。  
ダメなら簡易裁判所に  
代理請求をします!

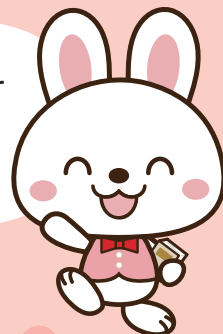


A. ちょ、ちょっと待って!  
資本金、目的、会社名、役員  
など決めることが  
たくさんありますよ。



Q. 兄弟姉妹7人。  
将来、相続で揉めたくないのですが、  
どうしたらいいのかな。

A. 遺言書を書いて  
もらうのが  
一番!



あれもこれも、  
一人で悩まず、  
「司法書士」に  
ご相談ください!!

Q. 相続人の中に  
認知症の人がいます。  
今は施設に入っていて、  
相続はできないのかな。

Q. 独身を通じた叔父さんが  
亡くなりました。  
身内は姪の私しかいないかも。

A. 相続人になれる  
可能性が高いですね。  
相続については、  
ぜひご相談ください。

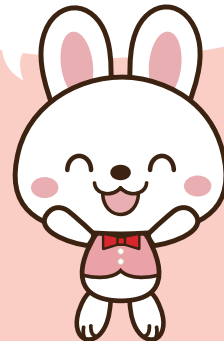


Q. サラ金から数万円借りただけなのに、  
すごい返済額になった友だちが  
いるんだけど…。

A. その返済額は  
違法かもしれません。  
一度確認しましょう。

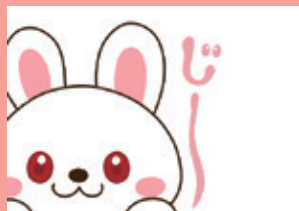


A. 成年後見人の  
選任はどうでしょう。



## ABOUT

しほたんについて



東京司法書士会  
公認キャラクター  
白うさぎの  
「しほたん」

## しほたんって何もの？

純真無垢な、しろうさぎの「しほたん」。  
長くて大きな耳で相手の話をよく聞き、時には一緒に涙を流すことも…。  
汚いことは大嫌いで、正義感と向上心に溢れています。  
東京司法書士会の公認キャラクターとして、さまざまイベントでみんなに  
司法書士のことを知ってもらうための活動をしています。

無料法律相談

東京司法書士会 <https://www.tokyokai.jp>

東京司法書士会 相談

検索

電話で相談

### 司法書士ホットライン

10:00~15:45(月~金)

03-3353-2700

17:00~19:45(水・木、ただし祝日を除く)

042-540-0663

会って相談

### 東京司法書士会総合相談センター(四谷)

新宿区四谷本塩町4-37 (JR四ツ谷駅から徒歩5分)

●電話予約(平日 9:00~12:00/13:00~16:30)

03-3353-9205

### 三多摩総合相談センター(立川)

立川市曙町2-34-13 オリニック第3ビル202-A (JR立川駅から徒歩6分)

●電話予約(平日 10:00~16:00)

042-548-3933

当事者同士で解決したい

裁判ではなく、話し合いによる解決を  
司法書士がお手伝い。

### 調停センター「すてっき」

電話予約・問い合わせ

(平日 9:00~12:00/13:00~16:30)

03-3353-8844

詳しくは  
HPを  
ご確認  
ください

